

第6回 次期ごみ処理施設整備専門委員会 議事要旨

日時：令和5年7月3日（月）10:00～12:00

場所：泉南清掃事務組合 管理棟 3階 会議室

【出席者】

・委員 5名

委員長	吉田 登	国立大学法人 和歌山大学教授
職務代理人	下村 泰彦	公立大学法人大阪 大阪公立大学教授
委員	竹中 規訓	公立大学法人大阪 大阪公立大学教授
委員	水谷 聡	公立大学法人大阪 大阪公立大学准教授
委員	蓑田 哲生	一般財団法人環境事業協会技術顧問

・事務局 5名 稲垣事務局長 川村事務局次長 古木事業課長 栗阪事業課長代理
八塚事業課主幹 藤井係長 村上主査

1 開会

2 議事

・前回委員会議事要旨の確認

【質疑等】

専門委員：各委員から意見があれば、事務局で対応するということをお願いしたい。

事務局：了解しました。

・次期ごみ処理施設整備 全体スケジュール(予定)について

事務局より、都市計画決定及び事業者選定に係る令和6年度の予定スケジュールを説明

【質疑等】

専門委員：各委員から意見があれば、事務局で対応するということをお願いしたい。

事務局：了解しました。

・施設整備基本計画（報告事項）

事務局より、施設整備基本計画に盛り込む、①施設整備基本方針の修正内容、②計画ごみ量及び施設規模、③破碎施設と粗大ごみ処理施設の処理方式、④処理設備計画について説明

【質疑等】

専門委員：資料3のP.6の施設規模において、※2で「近年の傾向を踏まえて10%と設定した。」とあるが、全国的な傾向なのか、地域を絞っての傾向なのか。数値的に参考になるような参考情報があれば教えていただきたい。

事務局：他市事例を見ても具体的に書いているものは無く、基本的に災害廃棄物量として

計画処理量の 10%を使用されている場合が多いため、本事業においても災害廃棄物量として 10%を見込んでいます。

事務局：通常、災害ごみの施設への搬入はないため、過大に計上しすぎると過剰な施設になり事業費が上がってしまいます。災害廃棄物量 10%に関して、通知通達は出ていませんが、先行事例で災害廃棄物量 10%を見込んだ施設に対して国庫交付金が交付されていることから、妥当という判断をしています。

専門委員：社人研の数値は今後見直されるが、見直した値を用いて、施設規模等の再検討は今後される予定か。

事務局：社人研のデータについては、公表されていたものが地域別のものが出ていないため、現段階では前回の社人研の推計を使用しようとしています。

専門委員：資料 3 P.9 に全連続式焼却施設の設備例があるが、施設整備基本計画において、設備の配置計画は検討されるのか。

事務局：資料 3 の P.9 については、現在プラントメーカーに、大体の配置計画でアンケート調査を行っており、その回答によって施設の中の大体の位置が決まってくると思います。早くても 11 月頃にパースも含めてお示しできるのではないかと思います。

事務局：施設基本計画においては設備の配置までは確定しません。配置についてはメーカーによって変わるので、施設基本計画ではどういう設備を入れるのかを決めておきます。

専門委員：資料 3 の P.3 の破碎ごみの施設規模の算出式に示される「月別変動係数 1.53」という値は、何か平均値に対してある月が多いのが 1.53 ということなのか。施設規模は日量で示されているため、処理量が多い日があった場合、処理ができなくなる可能性はないか。

事務局：月別変動係数は、1 年間において月別の平均を 1 とした時の各月の変動係数を示したものです。日量で算出するとかなり大きくなることや、一定期間で処理できれば問題ないため、月別で算出しています。

専門委員：実稼働日数の単位には「/年」を追記して、「日/年」にした方が良い。

事務局：追記します。

専門委員：資料 5 の P.73 にダイオキシン類の処理を活性炭で吸着するところがあるが、吸着した活性炭どのように処理するのか。

事務局：薬剤を噴霧し、処理後に最終処分場に搬出します。

専門委員：資料 5 の P.45 の表 5-5 の焼却処理量と、家庭系ごみと事業系ごみの可燃ごみ推計量の合計が合わないのはなぜか。

事務局：可燃ごみには、焼却処理しない紙類等が含まれているためです。

専門委員：可燃ごみ量と焼却処理量が合致しない理由を注釈等で追記されたい。

専門委員：可燃ごみの家庭系と事業系の搬入合計と、焼却処理量の数字が合わないということだが、フロー図の矢印のところにある年度の数字を書くと分かりやすいと思う。

事務局：フローに数値を入れて、合計が合わない理由がわかるような記載とします。

専門委員：資料 5 の P.33 の表 4-16 が、タイトルは「構成市の児童数等」となっているが、表の中に載っているのは見学者数等となっている。どちらが正か。

事務局：児童数です。内容を修正します。

・施設整備基本計画（審議事項）

事務局より、①計画ごみ質、②付帯機能の修正内容、③配置計画の修正内容について説明し、これまでの報告事項と審議事項を取りまとめた施設整備基本計画（案）の承認を求める。

【質疑等】

〔計画ごみ質について〕

専門委員：P.2の計画ごみ質の表に「aと同様」とあるが、aというのは何を意味しているのか。また、P.3の1番下の図の赤線の範囲は何を意味しているのか。

事務局：aというのは平均から求めた計画ごみ質の表のことです。また、図1及び図3の赤い線は、P.2に示す各計画ごみ質の低質ごみから高質ごみの範囲を記載しています。

専門委員：計画ごみ質について、低位発熱量の増加傾向あるいは低減傾向にあるような将来的な長期的な変動要因は無いと考えてよいのか。

事務局：泉南清掃工場へ搬入されたごみは、大体平均化しています。

専門委員：計画ごみ質は、低質ごみは切り下げ、高質ごみは切り上げをし、少し余裕を持ったごみ質を設定しているということで理解した。

専門委員：可燃ごみから紙類を除いて推計をしているが、将来の推計量と現状の施策は整合性が取れているのか。

事務局：集団回収や構成市が直接搬出した分は今回計上していないため、施策的には変わりなく問題ないと考えています。

〔付帯機能について〕

専門委員：参考資料に掲載されているイメージ図の出し方を工夫しないと、イメージ図が独り歩きする恐れがある。参考資料の取り扱いについて説明願いたい。

事務局：基本的には府や市などとの内部協議に使う資料の一部として考えています。また、地元説明会等でもこの参考資料に近いものを提示する予定ですが、決まっていないこともあるため、提示する内容は組合と協議をしていきます。

専門委員：煙突を利用した時計やライトアップのところに（緊急時・災害時）とあるが、この写真の施設で緊急時・災害時に利用しているという理解でよいのか。

事務局：その写真は災害時等ではなく、ライトアップのイメージとして載せています。他事例として、避難場所としての位置が把握できるように焼却施設の煙突をライトアップする計画がありました。

事務局：参考資料について、都市計画決定をした範囲内には、基本的にはごみ焼却施設に関わる施設のみを配置するという運用があるため、記載内容は協議させていただきたいと思います。

専門委員：資料4のP.8、環境学習施設に関する説明文は、段落を整理すること。

事務局：修正します。

専門委員：資料4のP.8の(2)「災害時に敷地内でエネルギー供給できる」というのは、電気が供給されない場合も発電できるという意味か。

事務局：電気が供給されなくなった時でも、ごみや薬剤等があれば施設を稼働させることが出来るため、稼働してそこからエネルギーを供給するというイメージです。

専門委員：そのほかの装置を動かすための電気はどうするのか。

事 務 局：非常用発電機で初動対応を行います。

専 門 委 員：資料４の P8、(3)その他の付帯設備について、施設整備基本計画に記載する際は、
（例）と記載し、検討中であることがわかる表現とした方が良い。

専 門 委 員：ライトアップは電気を要するため災害時は基本的にライトアップしないことになっている。また、過大な付帯設備は費用もかかり整備には至っていないケースも多々あるため、現時点で決める必要はなく、付帯設備の例示を載せるとイメージが固定するので、例示は載せない方が良いと考える。

専 門 委 員：温水プールに代わる地域還元機能を持たせたいとご意見がある一方、記載しすぎると住民の方に期待させてしまうため、付帯設備について検討することは文言として書くことは差支えないと考えるが、例示については書かない方が良いというご意見をふまえ、表現については事務局で考えていただくことでいかかか。

事 務 局：そのようにします。

専 門 委 員：付帯施設として「公園」があるが、公園と駐車場は誰が利用するのか。

事 務 局：工場立地法で緑地率を確保する必要があることから、「公園」は公園的な整備をするという意味です。また、公園は環境学習で来た小学生の休憩等を想定しており一般開放することは想定しておりません。駐車場は、焼却施設等の従業員用を含めた駐車場とする予定です。

専 門 委 員：「公園」ではなくて「広場」にしたほうが、都市計画上は良いのではないか。

事 務 局：修正します。

専 門 委 員：P78 の全体配置図において、混雑時に敷地外のところで搬入車両が溢れて、管理棟へのアクセスが遮られるようなことは、考えにくいという理解でよいのか。

事 務 局：混雑時には、搬入路の外回りで滞留させる計画であるので、現状と比較して影響は出ないと考えています。

専 門 委 員：管理棟の４階部分は展望施設となる計画だが、リサイクル施設や焼却施設で男里川河口から海の方を眺望するのは難しいのではないか。

事 務 局：立面的に高さと位置関係が分かるものを作成し、確認します。

専 門 委 員：管理棟は、１階部分が駐車場、４階部分が眺望施設となっていることから、実質居室として使用できるのが２階・３階しかない。運営会社の事務室、事務局の事務室及び見学者用の研修室を配置するとスペースが足りないのではないか。基本的には、事務所に見学者が入れないようにフロアを変えている。また、工場棟に運営会社の事務所と見学者用の会議室を設けるのは狭いので難しいと思う。

事 務 局：組合の事務室は管理棟に配置し、焼却施設の運営員用の事務室は工場棟に配置する予定です。また、小学生が来たときに、初めに集合するスペースとして２階に研修室を設けていますが、あくまで配置は一例として載せていることがわかるように表現を工夫します。

専 門 委 員：管理棟の事務室や研修室は、現施設より床面積が減少していないか。通常は、現況の１．２倍程度床面積を確保して建てる場合が多い。

事 務 局：再度確認します。

事 務 局：リサイクル棟は広く敷地面積が確保できるため、リサイクル棟にて研修室等を確保することも可能です。ただし、リサイクル棟の竣工はかなり先になるため、現時点においては、焼却施設と同時に建設する管理棟に研修室を配置する予定とし

ています。

専門委員：資料5のP.25表4-2及び表4-3の、「※1」は溶存酸素ではないため、確認してほしい。

事務局：酸素濃度12%換算値の誤りですので、修正します。

専門委員：P.28の表4-9の水素イオン濃度は、pH5以下9以上は本当か。

事務局：標記内容を確認する。

専門委員：本日の審議事項を含め、これまでの審議内容を取りまとめた施設整備基本計画（案）については、一部表現の見直し等があるが、それについては修正したものを各委員に確認していただくこととし、それ以外の内容は承認をいただいたということで、委員会として施設整備基本計画（案）を承認してよろしいでしょうか。

全委員：了承。

【意見等】

専門委員：市民に親しみを持ってもらえる施設にという観点から煙突のデザインを市民募集された事例がある。景観形成地域に指定されているので限度があるが、デザインの公募というようなことも環境に配慮した施設ということを強調する一つの要因になるのではないか。

専門委員：コンクリート塀で囲まれている部分は、オープンな施設になると防犯面にも懸念が生じるため、環境に配慮した施設とすることも併せて将来的には考えていく必要があると考える。

専門委員：リサイクル棟のほうに眺望できる施設を設けることができたらよいと思う。

・生活環境影響調査の進捗状況

【質疑等】

専門委員：各委員から意見があれば、事務局で対応するということをお願いしたい。

事務局：了解しました。

・観測井戸における水質試験結果について

【質疑等】

専門委員：各委員から意見があれば、事務局で対応するということをお願いしたい。また、井戸の情報について結果が得られる場合は、可能な範囲で各委員へ情報共有をお願いしたい。

事務局：了解しました。

3 閉会